

後期高齢者医療制度についてお知らせ

7月19日に保険料額決定通知書を送付

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全てのひとと、65歳以上で一定の障害があり、申請により認定を受けた人が加入する制度です。

加入者(被保険者)には、7月19日に平成28年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

▶ 保険料の計算方法

計算方法は下記のとおりです。

均等割額 4万8297円 (前年度比 694円増)	+	所得割額 平成27年中の 基準総所得金額 × 10.17% (前年度比 0.47%増) (※)	=	平成28年度 保険料額(年額) 上限57万円 (前年度と同じ)
------------------------------------	---	--	---	--

※基準総所得金額=所得(収入額-控除額)の合計額-基礎控除額(33万円)。
控除には、各種所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は含みません

▶ 保険料の納付方法

保険料は、原則、特別徴収(年金からの引き取り)となりますが、特別徴収の要件に満たない人、新たに加入した人は普通徴収(納付書または口座振替)となります。

口座振替による普通徴収を希望する人は、次の①②いずれかの方法で口座振替の申込ができます。

【申込方法】①金融機関で口座振替申込書を提出▷②高齢者医療保険課(市役所本庁舎1階)、各支所、アクタ西宮ステーションでキャッシュカードによる手続き(一部取り扱いできないカードがあります) ※①または②の手続き後、別途、高齢者医療保険課、各支所、アクタ西宮ステーションで納付方法変更の申請が必要

☞減免制度…災害で大きな損害を受けたとき、所得が著しく減少したとき、世帯の他の被保険者や世帯主が死亡したことにより世帯の所得が軽減判定基準額以下になるときなどは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは問合せを

問 高齢者医療保険課

- ▶ 保険料については (0798・35・3110)、
- 被保険者証・減額認定証については (0798・35・3192)

7月下旬に被保険者証を送付

■ 8月から新しい被保険者証を提示

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な場合は、早めに相談してください。

■ 減額認定証を対象者に送付

世帯員全員が住民税非課税(下表の低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)を提示することで、医療機関で支払う一部負担金が下表の自己負担限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を送付します。世帯全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をしていない場合は、高齢者医療保険課、各支所、アクタ西宮ステーションで申請してください。

■ 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	割合	自己負担限度額(1カ月当たり)		入院時食事代の標準負担額(1食当たり)
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者	3割	4万4400円	8万1000円+医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	360円 ※指定難病患者は260円。平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病床に入院していた人で28年4月1日以降も引き続き医療機関に入院する人は、当分の間260円
一般	1割	1万2000円	4万4400円	90日までの入院…210円
低所得(※)	Ⅱ 1割	8000円	2万4600円	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)…160円
	Ⅰ			1万5000円

※低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の人。または、老齢福祉年金の受給者▷低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人

申込は7月21日まで

墓参バスの利用者募集



市と阪急バスは、8月13日(土)・15日(月)に運行する白水峡公園墓地への墓参バスの利用者を募集します。両日とも、運行経路・時間は同じです。また、8月13日~15日の午前9時~午後4時に中央園地西側駐車場で臨時香花店が出店します。

【運行経路・時間】午前8時20分に阪急西宮北口駅南広場バスターミナル→8時半にJR西宮駅北側→8時40分に市役所本庁舎前→9時20分に白水峡公園墓地前。中央園地西側駐車場へ行く人は、9時25分に墓地前から出発(墓地前~駐車場の間は途中下車不可)。帰りは10時40分に駐車場、10時45分に墓地前を出発予定(行きと反対の経路をたどります)

【料金】片道620円(小学生以下310円)

【定員】両日で250人程度

【申込】往復ハガキに住所、氏名、電話番号、希望日(第2希望がある場合は記載を)、人数、乗車場所(阪急西宮北口駅かJR西宮駅か市役所本庁舎前)、下車場所(墓地前か中央園地西側)を書き、7月21日(消印有効)までに西宮市都市整備公社斎園管理課(〒662-8567六湊寺町10-3)へ。多数の場合人数調整あり。通知は7月29日頃発送

問 西宮市都市整備公社斎園管理課 (0798・35・3306)

◆さくらやまなみバスで白水峡公園墓地へ 下車場所は白水峡墓園前(十八丁橋停留所)。なお、バスは墓地内には入りませんのでご注意ください。問合せは交通計画課(0798・35・3527)へ

広告

JR西宮駅南側 徒歩2分(国道2号線沿い)

借金問題 任意整理 自己破産 個人再生 過払金請求

☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに!
☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。

相続 交通事故

離婚

その他、民事事件一般

◎相談料：何度でも無料!

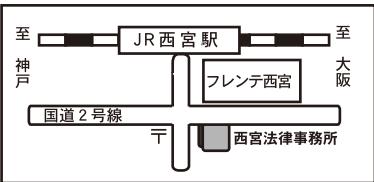
☆法律相談：夜間・休日対応可。
☆予約受付：平日9時~17時

西宮法律事務所

電話番号 0798-26-2726

兵庫県弁護士会所属
弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨
西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302

http://www.nishinomiya-law.jp/



広告

阪神米穀のお米



えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを

- ・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- ・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- ・飲酒はほどほどにしましょう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。